

## 質疑に対する回答

奈良県視覚障害者福祉センター

物件名：奈良県視覚障害者福祉センター即時情報ネットワーク事業システム用

コンピュータ等の借入れ

	質 疑 内 容	回 答
1	「機器等を撤収回収する」とありますが機器の 離線・解体及び機器の集約は貴県で行って頂け る認識で宜しいですか？	機器の離線・解体及び機器の集約の作業に ついても、受託者でお願いします。
2	(賃貸借契約書(案)第 20 条について) ソフトウェアのライセンスについては、賃貸借 契約の目的物として賃貸会社が調達しておりま すため、契約が終了しますと賃貸借物件として の使用権は消滅します。 よって、ソフトウェアを継続使用される場合 は、貴県にて必要な手続きを直接使用権設定者 などに対して行われるとの認識でよろしいでし ょうか。	そのご認識で結構です。